土地利用型農業機械の購入を支援します！

（土地利用型農業生産施設等整備事業）

１　対象作物

水稲，麦，大豆等

２　対象機械

　　大型収穫機，大豆収穫機，田植機（８条植え以上），水稲直播機， 乗用管理機（ブームス

　　プレーヤ・中耕培土機），トラクター，施肥播種機，農業用ドローン等

３　補助対象者等

⑴　営農集団

・　農業法人，農事組合法人は，市内に事業所等を有する認定農業者又は認定新規就農者

で，かつ，法第１９条に基づく地域計画において目標地図に位置づけられた農業従事者

が３人以上の組織であること。

・　その他農業者の組織する団体は，市内に住所を有する構成員が３人以上の組織であり，

当該構成員のうち１人以上は，市内に住所を有する認定農業者又は認定新規就農者で，

かつ，法第１９条に基づく地域計画において目標地図に位置づけられた農業従事者であ

ること。

①　要件

　　　・　導入機械の利用面積が，市内の農地の概ね１０ha以上であること。

・　５年以内に組織の経理を一元化する計画を持っていること。

・　次のいずれかのタイプ別要件を満たすこと。

　　（ア）地域営農タイプ

・　５年以内に地域（１集落もしくは２，３集落）の市内の水田の６０％以上を集

積する計画を持っていること。

・　５年以内に地域の機械（コンバイン，田植機，トラクター，乾燥機）を５０％

以上削減する計画を持っていること。

（イ）受託組織強化タイプ

　　　　　　・　５年以内に組織の構成員が，合計で３８ha以上市内の水田を集積する計画を持

っていること。

②　補助率

・　事業費の３／１０以内

⑵　新規就農者（土地利用型農業の親元就農者または農外就農者）

　　　１８歳以上４５歳未満で，新規に農業に従事して５年以内の者で，宇都宮市内で継続し

て就農すること。

①　要件

・　法第１９条に基づく地域計画において目標地図に位置づけられた農業従事者であり

（予定も含む。），５年後までに１０ha以上の市内の水田を集積する計画を持ち，認定

農業者を目指すこと。

②　補助率

・　事業費の１／２以内（上限３００万円，１回限り）

⑶　上記⑴，⑵の対象者で，営農支援システムと連携して使用できる農業機械を導入する者

（⑴，⑵に上乗せ補助）

①　要件

・　営農集団，新規就農者は，それぞれの事業要件を満たすこと。

・　導入した農業機械を営農支援システムと連携して使用すること。

・　省力化，肥料・農薬の使用量等について，機械導入前後の変化を導入の翌年，翌々

年に報告すること。

②　補助額

・　通常の機械導入にかかる費用との差額分に対し事業費の１／２以内

③　限度額

・　営農集団は３，５００千円，新規就農者は４，５００千円で，機械１台に限る。

なお，上限額は本体部分への補助と上乗せ補助の合計額

⑴，⑵，⑶共通事項：ドローンの導入に対し，ドローン講習費用の３／１０も補助対象とす

る。（上限額：９０千円）

４　その他

・　農業用ドローンの補助申請にあたっては，「国土交通省航空局ホームページに掲載されている無人航空機の講習団体」の講習を受講すること。受講済みである場合は，受講が確認できるものを提出すること。（営農集団の場合は，組織の構成員１人以上が受講すること。）

**（お問い合わせ先）**

**宇都宮市経済部農林生産流通課**

**TEL:０２８－６３２－２４５７**